
3011. 許可・承認等情報登録 (輸出通関)

業務コード	内 容
PAE	許可・承認等情報登録 (輸出通関)

1. 業務概要

貨物情報登録済の貨物に対して、システムを介さずに行われた税関手続きについて、税関が許可・承認等を行った旨を登録する。

また、システムで行われた以下の税関手続き（以下、「輸出申告等」という。予備申告が行われた場合は「輸出等予備申告」、許可が行われた場合は「輸出等許可」という。）について、何らかの理由でシステムでの税関手続きを止める場合に、撤回及び手作業移行等を行った旨を登録する。

なお、本業務での登録は、解除・取消をすることが可能である。

- ①輸出申告（特定委託輸出申告を含む。）
- ②積戻し申告
- ③輸出予備申告（コンテナ扱い申出兼輸出予備申告を含む。）
- ④積戻し予備申告（コンテナ扱い申出兼積戻し予備申告を含む。）
- ⑤コンテナ扱い申出（コンテナ扱い申出兼予備申告を除く。）
- ⑥特定輸出申告
- ⑦展示等積戻し申告
- ⑧別送品輸出申告
- ⑨輸出許可内容変更申請（特定委託輸出許可内容変更申請を含む。）
- ⑩積戻し許可内容変更申請
- ⑪特定輸出許可内容変更申請
- ⑫展示等積戻し許可内容変更申請
- ⑬別送品輸出許可内容変更申請
- ⑭本船・ふ中扱い承認申請

本業務の対象とする許可・承認等の種別を以下に示す。

(1) マニュアル許可・承認

項番	種別コード	種別	概要
1	MEC	輸出許可（保税運送兼用）	輸出申告（特定委託輸出申告を除く。特定輸出申告を含む。）を許可した場合
2	MRC	積戻し許可（保税運送兼用）	積戻し申告（展示等積戻し申告を含む。）を許可した場合
3	CRN	カルネ許可（保税運送兼用）	カルネ手帳による輸出申告等を許可した場合
4	380	380許可（保税運送兼用）	公認調達機関等の輸出手続きにより許可した場合
5	UBE	別送品輸出許可（保税運送兼用）	別送品輸出申告を許可した場合
6	MCN	コンテナ扱い適用	コンテナ扱い申出を適用とした場合
7	MHE	本船・ふ中扱い承認	本船・ふ中扱い承認申請を承認した場合

(2) 輸出申告・特定輸出申告・積戻し申告・展示等積戻し申告に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	CEP	輸出取止再輸入許可	輸出許可済貨物の輸出を取止した場合
2	CRP	積戻し取止	積戻し許可済貨物の積戻し取止を認めた場合
3	TOK	特定輸出許可取消	特定輸出許可後に許可を取消した場合
4	FUZ	不積返送承認	輸出等許可済貨物の不積返送願を承認した場合
5	TEK	輸出等申告撤回	システムによる輸出申告等及び輸出等予備申告について、輸出等許可までに撤回を認めた場合
6	TES	輸出等申告手作業移行	システムによる輸出申告等及び輸出等予備申告について、輸出等許可までに手作業に移行して処理することを認めた場合
7	PTS	輸出等許可後の手作業移行	システムによる輸出等許可後に通関手続を手作業に移行して処理することを認めた場合

(3) 別送品輸出申告に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	UCP	別送品輸出取止再輸入許可	別送品輸出許可済貨物の輸出を取止した場合
2	UUZ	別送品不積返送承認	別送品輸出許可済貨物の不積返送願を承認した場合
3	UTK	別送品輸出申告撤回	システムによる別送品輸出申告について、別送品輸出許可までに撤回を認めた場合
4	UTS	別送品輸出申告手作業移行	システムによる別送品輸出申告について、別送品輸出許可までに手作業に移行して処理することを認めた場合
5	UUS	別送品輸出許可後の手作業移行	システムによる別送品輸出許可後に通関手続を手作業に移行して処理することを認めた場合

(4) コンテナ扱い申出に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	CTK	コンテナ扱い申出撤回	システムによるコンテナ扱い申出について、コンテナ扱い申出適用までに撤回を認めた場合
2	CTS	コンテナ扱い申出手作業移行	システムによるコンテナ扱い申出について、コンテナ扱い申出適用までに手作業に移行して処理することを認めた場合
3	CTO	コンテナ扱い適用中止	コンテナ扱い申出適用後、輸出申告等及び輸出等予備申告前でコンテナ扱い申出が適用中止となった場合

(5) 本船・ふ中扱い承認申請に対する手続き

項番	種別コード	種別	概要
1	HTK	本船・ふ中扱い承認申請撤回	システムによる本船・ふ中扱い承認申請について、本船・ふ中扱い承認までに撤回を認めた場合
2	HTS	本船・ふ中扱い承認申請手作業移行	システムによる本船・ふ中扱い承認申請について、本船・ふ中扱い承認までに手作業に移行して処理することを認めた場合

項番	種別コード	種別	概要
3	HTO	本船・ふ中扱い 承認取消	本船・ふ中扱い承認後、取消した場合

2. 入力者
税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
許可・承認等登録通知情報 (輸出通関)	以下の許可・承認等種別の場合 ①輸出許可(保税運送兼用)「MEC」 ②積戻し許可(保税運送兼用)「MRC」 ③カルネ許可(保税運送兼用)「CRN」 ④380許可(保税運送兼用)「380」 ⑤別送品輸出許可(保税運送兼用)「UBE」 ⑥特定輸出許可取消「TOK」 ⑦輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑧積戻し取止「CRP」 ⑨不積返送承認「FUZ」 ⑩輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑪別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑫別送品不積返送承認「UUZ」 ⑬別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」	蔵置場 (分散蔵置されている場合は、すべての蔵置場) *1、*2、*4
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*3
解除・取消通知情報(輸出通関)	以下の許可・承認等種別の解除・取消の場合 ①輸出許可(保税運送兼用)「MEC」 ②積戻し許可(保税運送兼用)「MRC」 ③カルネ許可(保税運送兼用)「CRN」 ④380許可(保税運送兼用)「380」 ⑤別送品輸出許可(保税運送兼用)「UBE」 ⑥特定輸出許可取消「TOK」 ⑦輸出取止再輸入許可「CEP」 ⑧積戻し取止「CRP」 ⑨不積返送承認「FUZ」 ⑩輸出等許可後の手作業移行「PTS」 ⑪別送品輸出取止再輸入許可「UCP」 ⑫別送品不積返送承認「UUZ」 ⑬別送品輸出許可後の手作業移行「UUS」	蔵置場 (分散蔵置されている場合は、すべての蔵置場) *1、*2、*4
	特定輸出許可取消「TOK」の場合	申告者*3

(*1) 当該許可貨物が本船扱い(特定輸出申告の場合は自社本船通関)であり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力

①貨物情報DBにブッキング船会社が登録されている

②貨物情報DBに登録されているブッキング船会社がシステムに参加している

(*2) システム参加蔵置場の場合は出力

(*3) 特定輸出許可内容変更申請が行われており、申請者が当初申告者と異なる場合は、申請者にも出力

(*4) 特定輸出申告で運送中に以下の許可・承認等種別で本業務が行われた場合は、貨物の搬入(予定)蔵置場及び入力された蔵置場へ出力

- ①輸出許可（保税運送兼用）「MEC」
- ②輸出取止再輸入許可「CEP」
- ③特定輸出許可取消「TOK」
- ④輸出等許可後の手作業移行「PTS」

4. 特記事項

- (1) 削除表示が設定された貨物は、一定期間を経過後にこれらの手続の解除・取消または照会を行うことが不可能となる。
- (2) システムによるコンテナ扱い申出がされている申告（コンテナ扱い申出兼輸出予備申告を含む。）の場合で、「TEK」「TES」を行った場合は、コンテナ扱い申出についても併せて撤回・手作業移行を行う。
- (3) システムによる本船・ふ中扱い承認申請がされている申告の場合で、「TEK」「TES」を行った場合は、本船ふ中扱い承認申請DBに対して処理を行わないため、本船関連業務で別途処理を行う必要がある。
- (4) 種別コードにおける受付可能な許可・承認等番号の体系は表1に表す。

表1. 種別コードによる受付可能番号体系

種別コード	許可・承認等番号体系	
	システム通関	マニュアル通関
MEC	×	○
MRC	×	○
CRN	×	○
380	×	○
UBE	×	○
MCN	×	○
MHE	×	○
CEP	○	○
CRP	○	○
TOK	○	○
FUZ	○	○
TEK	○	×
TES	○	×
PTS	○	×
UCP	○	○
UUZ	○	○
UTK	○	×
UTS	○	×
UUS	○	×
CTK	○	×
CTS	○	×
CTO	○	○
HTK	○	×
HTS	○	×
HTO	○	○

○：受付可 ×：受付不可